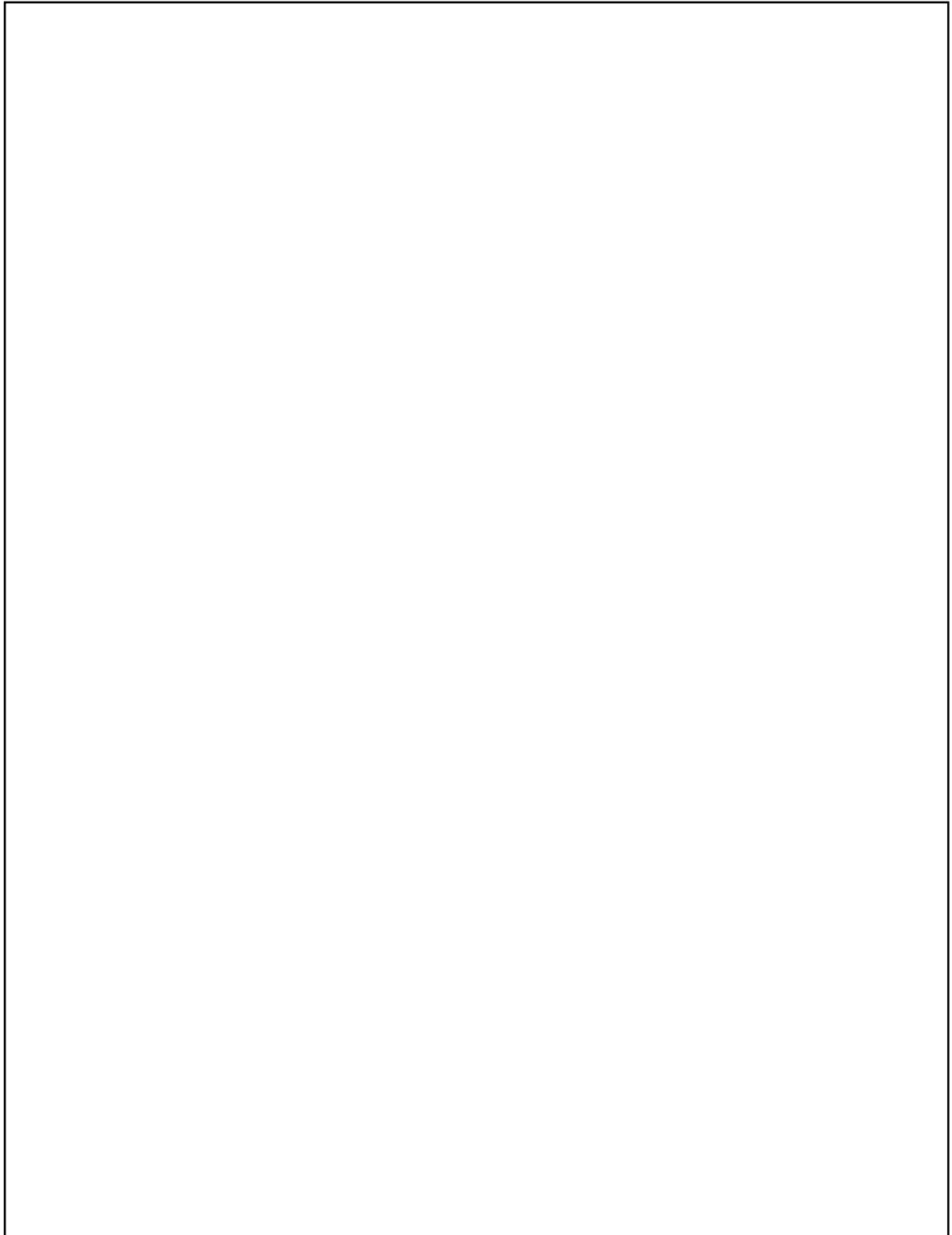


資料編



指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

地区	番号	施設名称	所在地	電話番号	収容 人員	指定緊急避難場所			指定 避難所	帰宅 困難
						地震 (火災)	土砂	洪水		
東 秋 留	1	南秋留児童館	雨間 801-2	559-4646	100	②	○	○		
	2	南秋留小学校校庭	雨間 810	558-1136	9,000	○	—	—		
	3	南秋留小学校体育館	雨間 810	558-1136	364	①	△	△	○	
	4	鳥居場会館	雨間 999-2	-	175	②	△	○		
	5	いきいきセンター	雨間 1946	558-3344	50	②	△	○		
	6	東部図書館エル ※会議室、エントランス部分	野辺 39-27	550-5959	100	—	—	—	—	○
	7	前田小学校校庭	野辺 92	559-7611	7,207	○	—	—		
	8	前田小学校体育館	野辺 92	559-7611	364	①	○	○	○	
	9	前田児童館及び野辺 地区会館	野辺 126-4	558-7331	270	②	○	○		
	10	若竹児童館	野辺 1123	558-6231	100	②	○	○		
	11	東秋留小学校校庭	野辺 1123	558-1126	6,391	○	—	—		
	12	東秋留小学校体育館	野辺 1123	558-1126	358	①	○	○	○	
	13	玉見会館	小川東 2-9-8	-	200	②	○	○		
	14	秋多中学校校庭	二宮 334	558-1124	15,130	○	—	—		
	15	秋多中学校体育館	二宮 334	558-1124	621	①	○	△	○	
	16	都立秋留台公園	二宮 673-1	559-6910	60,000	○	—	—		
	17	秋川体育館	二宮 683	559-1163	1,639	①	○	○	○	
	18	中央公民館	二宮 683	559-1221	600	①	○	○	○	
	19	二宮地区会館	二宮 1151	-	175	②	○	○		
	20	総合グラウンド	二宮東 1-11-2	558-9281	52,074	○	—	—		
	21	屋城小学校体育館	二宮東 1-12-1	558-1129	364	①	○	○	○	
	22	屋城児童館	二宮東 1-13-1	558-5288	110	②	○	○		
	23	都立秋留台高等学校 校庭	平沢 153-4	-	12,800	○	—	—		
	24	東中学校校庭	平沢 200	558-1125	12,269	○	—	—		
	25	東中学校体育館	平沢 200	558-1125	524	①	○	○	○	
	26	農業会館	平沢 300-2	-	125	②	○	○		
多 西	27	草花台会館	草花 1327-1	-	105	②	○	△		
	28	多西児童館	草花 2572	558-6230	165	②	○	○		
	29	多西小学校校庭	草花 2885	558-1128	10,910	○	—	—		

地区	番号	施設名称	所在地	電話番号	収容 人員	指定緊急避難場所			指定 避難所	帰宅 困難
						地震 (火災)	土砂	洪水		
多 西	30	多西小学校体育館	草花 2885	558-1128	358	①	△	○	○	
	31	草花小学校校庭	草花 3130	558-1133	9,409	○	—	—		
	32	草花小学校体育館	草花 3130	558-1133	364	①	○	△	○	
	33	草花児童センター	草花 3130	558-3112	165	②	○	△		
	34	御堂中学校校庭	草花 3322	559-6211	15,886	○	—	—		
	35	御堂中学校体育館	草花 3322	559-6211	645	①	△	○	○	
	36	御堂会館	草花 3482-16	-	175	②	○	×		
	37	菅生交流会館	菅生 582	-	100	②	○	○		
	38	市民球場	原小宮 353	558-8177	12,500	○	—	—		
西 秋 留	39	楓ヶ原会館	引田 512-2	-	160	②	○	○		
	40	一の谷児童館	引田 928	558-0266	140	②	○	×		
	41	一の谷小学校校庭	引田 980	559-4501	7,401	○	—	—		
	42	一の谷小学校体育館	引田 980	559-4501	364	①	○	×	○	
	43	西中学校校庭	上代継 190	558-6260	16,160	○	—	—		
	44	西中学校体育館	上代継 190	558-6260	600	①	○	○	○	
	45	西秋留小学校校庭	上代継 292	558-1127	10,821	○	—	—		
	46	西秋留小学校体育館	上代継 292	558-1127	358	①	○	○	○	
	47	若葉児童館	上代継 303-5	559-3967	100	②	○	○		
	48	千代里会館	上代継 424	-	175	②	○	○		
	49	代継会館	上代継 693-1	-	50	△	○	×		
	50	油平クラブハウス	油平 92-7	559-7531	76	②	○	△		
	51	あきる野ルピア3・4F	秋川 1-8	550-4700	624	①	○	○	○	
	52	秋川キララホール ※ロビー、エントランス部分	秋川 1-16-1	559-7500	280	—	—	—	—	○
増 戸	53	山田グラウンド	山田 1-1	596-4075	8,230	○	—	—		
	54	森の下公園	伊奈 851-2	-	3,290	○	—	—		
	55	五日市ファインプラザ	伊奈 859-3	596-5611	1,000	①	○	○	○	○
	56	増戸会館	伊奈 1157-5	596-0109	50	②	○	○		
	57	増戸小学校校庭	伊奈 1173	596-0240	9,429	○	—	—		
	58	増戸小学校体育館	伊奈 1173	596-0240	373	①	○	○	○	
	59	増戸中学校校庭	伊奈 1181	596-0241	8,131	○	—	—		
	60	増戸中学校体育館	伊奈 1181	596-0241	494	①	○	○	○	
五 日 市	61	五日市小学校校庭	五日市 315	596-0017	9,646	○	—	—		
	62	五日市小学校体育館	五日市 315	596-0017	463	①	○	○	○	
	63	五日市中学校校庭	五日市 400	596-0173	11,104	○	—	—		

地区	番号	施設名称	所在地	電話番号	収容 人員	指定緊急避難場所			指定 避難所	帰宅 困難
						地震 (火災)	土砂	洪水		
五 日 市	64	五日市中学校体育館	五日市 400	596-0173	569	①	×	○	○	
	65	五日市地域 交流センター	五日市 411	558-1111	480	①	○	○	○	○
	66	五日市会館	五日市 412	558-1111	510	①	○	○	○	
	67	都立五日市高等学校 校庭	五日市 894	-	10,680	○	—	—		
	68	小和田グラウンド	小和田 8	596-1599	43,883	○	—	—		
	69	都立小峰公園	留原 284-1	595-0400	3,317	○	—	—		
	70	小峰運動公園	小峰台 11	-	10,035	○	—	—		
戸 倉	71	戸倉会館	戸倉 133-4	-	50	②	×	○		
	72	アートスタジオ五日市	戸倉 300	595-2649	44	②	×	○		
	73	戸倉しろやまテラス グラウンド	戸倉 325	595-1234	4,497	○	—	—		
	74	戸倉しろやまテラス 体育館	戸倉 325	595-1234	378	①	△	○	○	
	75	戸倉運動場	戸倉 611-1	-	6,744	○	—	—		
小 宮	76	ふるさと工房五日市	乙津 671	596-6000	282	①	○	○	○	
	77	小宮ふるさと自然体験 学校校庭	乙津 1984	596-0414	2,950	○	—	—		
	78	小宮ふるさと自然体験 学校 2・3F	乙津 1984	596-0414	380	①	△	○	○	○
	79	小宮ふるさと自然体験 学校体育館	乙津 1984	596-0414	392	①	△	○	○	
	80	小宮会館	乙津 1997	-	50	②	△	○		
	81	養沢センター	養沢 290-1	596-2151	1,000	○	—	—		

※災害の規模、被害の状況により、指定緊急避難場所及び指定避難所以外にも町内会館・自治会館やその他の公共施設等を避難場所として開設する場合があります。

表の見方

【指定緊急避難場所】

<地震> ○=延焼火災やその他の危険を回避するため避難する校庭や公園などの施設及び場所。

①=被害状況により、必要に応じ開設する施設。

②=①の避難状況や被害が拡大した場合に開設する施設。

△=安全性に配慮して開設する施設。

<土砂> ○=土砂災害警戒区域等の区域外にあり、災害の規模等により、必要に応じ開設する施設。

△=土砂災害警戒区域等の区域が敷地及び施設の一部にあり、安全性に配慮して開設する施設。

×=土砂災害警戒区域等にあるため対象外の施設。

－=屋外のため対象外の施設。

<洪水> ○=国及び東京都が示す浸水想定区域外にあり、災害の規模等により、必要に応じ開設する施設。

△=浸水想定区域が敷地及び施設の一部にあり、安全性に配慮して開設する施設。

×=浸水想定区域にあるため対象外の施設。

－=屋外のため対象外の施設。

【指定避難所】

○=家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた被災者が、一定期間滞在する施設。被害状況により、必要に応じ開設する。

【帰宅困難】

○=帰宅困難者を一時的に受け入れる施設。

あきる野市防災会議条例

平成7年9月1日条例第102号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第5項の規定に基づき、あきる野市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) あきる野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) あきる野市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命したものを充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 東京都知事の部内の職員
 - (3) 警視庁の警察官
 - (4) 東京消防庁の消防吏員
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) あきる野市教育委員会の教育長
 - (7) あきる野市消防団員のうちから市長が任命する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員若しくは職員
 - (9) その他、市長が必要と認めるもの
- 6 前項の委員の総数は、35人以内とする。
- 7 第5項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は学識経験のあるもののうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したとき解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議には、部会を置くことができる

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、平成7年9月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第27号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

あきる野市災害対策本部条例

平成7年9月1日
条例第103号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、あきる野市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、あきる野市規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、あきる野市規則で定める。

附 則

この条例は、平成7年9月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

災害時応援協定等一覧

締結日	協定等名称	締結先
平成7年9月1日	消防事務の委託に関する付属協定書	東京都知事
7年10月24日	消防水利の設置等に関する協定	東京消防庁秋川消防署長
8年 3月 1日	震災時等の相互応援に関する協定	八王子市長外 29 市町村長
8年 4月 1日	あきる野市防災行政無線局の設置に伴う運用等に関する協定書	東京消防庁秋川消防署長
11年 4月26日	災害時における井戸水の供給協力に関する協定書	秋留台地畑地かん水施設管理組合長
18年 1月17日	友好姉妹都市災害時相互応援協定書	宮城県栗原市長
19年 9月 1日	消防相互応援協定書	青梅市長外 6 市町村長
20年 1月28日	避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書	東京都理容生活衛生同業組合五日市支部長
20年 2月29日	災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書	株式会社レンタルのニッケン八王子営業所長
20年 2月29日	災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書	昭和工業ハウス株式会社代表取締役
20年 3月17日	非常通信の運用に関する協定書	東京消防庁秋川消防署長
21年 9月 5日	災害時における応急対策業務に関する協定書	あきる野市建設防災協力会
21年 9月 5日	災害時における防災活動の協力に関する協定書	西多摩緊急災害協力会
21年11月30日	災害時における救援物資の供給等に関する協定書	秋川農業協同組合
23年 3月 4日	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局長
23年 7月 1日	災害時におけるし尿の搬入及び受入れに関する覚書	東京都下水道局 流域下水道本部長
23年10月18日	災害時における避難場所等の応急対策業務に関する協定書	あきる野電設協力会
23年12月26日	災害時における応急救護活動についての協定	公益社団法人 東京柔道接骨師会
24年 2月 9日	災害時における二次避難所施設利用に関する協定書の締結について	都立あきる野学園
24年 4月 6日	災害時における二次避難所施設利用に関する協定書	あきる野市老人福祉施設連絡協議会
24年10月 1日	災害時における動物救護活動に関する協定書	東京都獣医師会多摩西支部
24年12月19日	災害時における要援護者の輸送協力に関する協定	秋川交通株式会社
24年12月19日	災害時における要援護者の輸送協力に関する協定	株式会社リーガルマインド

24年12月20日	災害時における要援護者の輸送協力に関する協定	太陽自動車交通株式会社 福生営業所
25年 3月 1日	災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定書	西東京バス株式会社
25年 3月29日	災害時における要援護者の輸送協力に関する協定	京王自動車株式会社
25年 9月 1日	避難場所施設利用に関する協定書	東京都立秋留台高等学校
25年 9月 1日	避難場所施設利用に関する協定書	東京都立五日市高等学校
25年 9月 1日	あきる野市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書	社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会
26年01月24日	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
26年04月01日	避難標識設置に関する協定書	特定非営利活動法人都市環境標識協会 株式会社トーコン
26年07月01日	災害時における応急対策業務に関する協定書	東京土建一般労働組合西多摩支部
26年07月01日	災害時における建築物の応急危険度判定に関する協定書	東京土建一般労働組合西多摩支部
27年04月01日	阿伎留病院企業団構成市町村及び阿伎留病院企業団の東京都区市町村災害医療コーディネーターの選出等に関する協定書	日の出町 檜原村 阿伎留病院企業団
27年04月13日	災害発生時における帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定書	株式会社東京サマーランド
27年07月01日	災害発生時におけるあきる野市とあきる野市内郵便局の協力に関する協定	あきる野郵便局 あきる野市内郵便局 代表 増戸郵便局
27年10月01日	広告付き避難場所等電柱看板に関する協定書	東電タウンプランニング株式会社
28年03月 1日	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	アルフレッサ株式会社青梅支店 酒井薬品株式会社福生営業所 株式会社スズケン福生支店 東邦薬品株式会社羽村営業所 株式会社メディセオ
28年03月 1日	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人西多摩薬剤師会
28年08月 4日	地域活性化包括連携協定(災害時の支援に関する事)	(株)セブンイレブン・ジャパン

地震に対する10の備え

家具類の転倒・落下防止をしておこう

家具やテレビ、パソコンなどを固定し、転倒や落下防止措置をしておく。
けがの防止や避難に支障のないように家具を配置しておく。

けが防止対策をしておこう

避難に備えてスリッパやスニーカーなどを準備しておく。
停電に備えて懐中電灯をすぐに使える場所に置いておく。
食器棚や窓ガラスなどには、ガラスの飛散防止措置をしておく。

家屋や塀の強度を確認しておこう

家屋の耐震診断を受け、必要な補強をしておく。
ブロックやコンクリートなどの塀は、倒れないように補強しておく。

消火の備えをしておこう

火災の発生に備えて消火器の準備や風呂の水のくみ置きをしておく。

火災発生の早期発見と防止対策をしておこう

火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を設置しておく。
普段使用しない電気器具は、差込みプラグをコンセントから抜いておく。
電気やガスに起因する火災発生防止のため感震ブレーカー、感震コンセントなどの防災機器を設置しておく。

非常用品を備えておこう

非常用品は、置く場所を決めて準備しておく。
車載ジャッキやカーラジオなど、身の周りにあるものの活用を考えておく。

家族で話し合っておこう

地震が発生した時の出火防止や初期消火など、家族の役割分担を決めておく。
家族が離れ離れになった場合の安否確認の方法や集合場所などを決めておく。
家族で避難場所や避難経路を確認しておく。
普段のつき合いを大切にするなど、隣り近所との協力体制を話し合っておく。

地域の危険性を把握しておこう

地域の防災マップに加えて、わが家の防災マップを作っておく。
自分の住む地域の地域危険度を確認しておく。

防災知識を身につけておこう

新聞、テレビ、ラジオやインターネットなどから、防災に関する情報を収集し、知識を身につけておく。

消防署などが実施する講演会や座談会に参加し、過去の地震の教訓を学んでおく。

防災行動力を高めておこう

日頃から防災訓練に参加して、身体防護、出火防止、初期消火、救出、応急救護、通報連絡、避難要領などを身につけておく。

地震その時10のポイント

グラッときたら身の安全

地震の時は、まず身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見る。

落ちついて火の元確認初期消火

火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をする。
出火した時は、落ちついて消火する。

あわてた行動けがのもと

屋内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。

窓や戸を開け出口を確保

揺れがおさまった時に、避難できるよう出口を確保する。

落下物あわてて外に飛び出さない

瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくるので注意する。

門や塀には近寄らない

屋外で揺れを感じたら、ブロック塀などには近寄らない。

正しい情報確かな行動

ラジオやテレビ、消防署、行政などから正しい情報を得る。

確かめ会おうわが家の安全隣りの安否

わが家の安全を確認後、近隣の安否を確認する。

協力し合って救出・救護

転倒家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。

避難の前に安全確認電気・ガス

避難が必要な時には、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めて避難する。